



令和8年度から 加賀市国民健康保険税率・ 後期高齢者医療保険料率が変わります

将来にわたり国民健康保険および後期高齢者医療保険を
安定的に運営するため、また「子ども・子育て支援金制度」の新設に伴い、
加賀市国民健康保険税率および後期高齢者医療保険料率が下記のとおり改定となりました。

加賀市国民健康保険税率

令和7年度

	所得割額	均等割額	平等割額
医療分	7.36%	27,600円	20,800円
介護分	1.88%	9,700円	4,400円
後期支援金分	2.20%	8,900円	6,200円



令和8年度

	所得割額	均等割額	18歳以上 均等割額	平等割額
医療分	7.36%	27,600円	—	20,800円
介護分	1.96%	10,000円	—	4,600円
後期支援金分	2.27%	9,200円	—	6,400円
子ども・子育て 支援金分	0.29%	1,250円	50円	800円

加賀市国民健康保険税率
などの詳細について



後期高齢者医療保険料率

令和7年度

	所得割額	均等割額
医療分	9.88%	50,760円



令和8年度

	所得割額	均等割額
医療分	11.14%	57,300円
子ども・子育て 支援金分	0.24%	1,360円

後期高齢者医療保険料率
などの詳細について



令和8年度から 「子ども・子育て支援金制度」がスタートします

●子ども・子育て支援金制度とは…

全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるものです。
子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度であり、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などに活用されます。



問 保険年金課

加賀市国民健康保険税について ☎0761-72-7860

後期高齢者医療保険料について ☎0761-72-7867